

屋内遊び場整備に関する基本方針について

1 基本方針の作成について

町民アンケート結果と委員会から町へ提出された「屋内遊び場整備に関する意見書」を踏まえ、令和7年3月に「**聖籠町屋内遊び場整備に関する基本方針**」を別添のとおり作成しました。

2 基本方針の概要について

基本方針の主な内容は以下のとおりです。

(1) 基本的な考え方

人口減少対策、町財政対策、屋内遊び場施設整備対策の3つの考え方に基づき整備する

(2) 整備方針

- ①整備方法 町既存施設の改修
- ②候補地 道路アクセスが良い所、又は町の中心エリア
- ③規模や内容 ・利用対象は、小学生以下とその保護者など
 ・利用料金は、無料
- ④エリア・ゾーニング 成長段階に応じ、安全に配慮
- ⑤遊具 大型遊具、デジタル遊具、インクルーシブ遊具など成長や発達に応じたものを設置